



## 就学援助・新入学学用品費 入学前支給のお知らせ

竹富町教育委員会では、学校給食費や学用品など教育費のお支払いにお困りの方に、その費用の一部を援助しています。

平成30年度より、竹富町立小・中学校入学予定者に対し、「新入学児童生徒学用品費」の入学前支給を実施します。

入学前支給を希望される方は、必要書類を添えて申請してください。

### 援助対象の方

- ・ お子様が平成31年4月に竹富町立小中学校に入学予定の方
- ・ 町民税の課税がなく、生活保護を受けている家庭に準ずる程度に生活が困窮していると認められる方。
- ・ 平成29年4月1日以降、生活保護の停止または廃止をうけた方。
- ・ 児童扶養手当の受給者。
- ・ 生計維持者が病気療養など、その他特別な事情を有する方。
- ・ 申請時に竹富町に居住している方（平成31年3月末以前に町外に転出する方を除く）

### 申請の流れ・申請に必要な書類

- ・ 12月上旬に在学する（入学する）小学校に配布しますので、希望される方は申請書、住民票謄本、平成30年度所得課税証明書（最新年度）を添付の上、学校へ提出下さい。※ 所得課税証明書は学生を除く世帯全員分

### 締切日

平成30年12月14日（金）～平成31年1月11日（金）

（休業日及び年末年始を除く）

### 【留意事項】

- ※ 新入学学用品費の入学前支給を受けたあと、平成31年4月に竹富町立小中学校に入学しなかった場合は、新入学学用品費を返還していただくこととなりますので、町外転出等の可能性がある場合には、申請を行なわないで下さい。
- ※ 今回入学前支給申請されない場合でも、平成31年度就学援助の申請で認定になった場合は入学後に支給されます。また、入学前支給を受けられた方も、平成31年度に就学援助の他の支給項目を希望される場合は改めて申請していただく必要があります。

裏面へ続く